

特記仕様書

(適用範囲)

第 1 条 本特記仕様書は、徳島県が委託する道路パトロール業務（以下「パトロール」という。）に適用する。

(委託区間)

第 2 条 南部総合県民局県土整備部那賀庁舎管内の別表に示す区間を委託する区間とする。

(道路パトロール実施期間)

第 3 条 道路パトロールの実施期間は、下記のとおりとする。
令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

(パトロールの詳細)

第 4 条 道路パトロール業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）第 9 条に示すパトロール項目の詳細は、以下のとおりとする。

| パトロールの種類 | 点検項目 | 点検の視点（留意点） |
|-----------------------|-------|--|
| 平常時パトロール (昼間パトロール) | 路面 | <ul style="list-style-type: none"> ・不陸、穴ぼこの状態 ・交通障害物の有無 ・区画線の状況 ・凍結の有無、積雪の状態 ・水たまりの有無 |
| | 路肩 | <ul style="list-style-type: none"> ・クラック沈下、その他損傷の有無 ・塵埃、土砂等の障害物の有無 |
| | 法面 | <ul style="list-style-type: none"> ・クラック、はらみ出し等異常の有無 ・落下の恐れのある浮石及び岩の風化の程度 ・落石防護施設への土砂堆積、破損の有無 ・道路に支障を及ぼす倒木、枯木、枝の有無 |
| | 排水施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・側溝の破損の有無 ・側溝、集水枡、排水口の堆積物 ・蓋版の破損、隙間、がたつきの有無 |
| | 擁壁 | <ul style="list-style-type: none"> ・クラック、はらみ出し等異常の有無 |
| | 防護柵 | <ul style="list-style-type: none"> ・損傷の有無 |
| | 照明灯 | <ul style="list-style-type: none"> ・灯具、支柱の損傷の有無 ・昼間点灯の有無 |
| | 道路標識 | <ul style="list-style-type: none"> ・汚れ及び損傷の有無 ・設置位置の適否 |
| | 道路情報板 | <ul style="list-style-type: none"> ・損傷、表示板の異常の有無 ・掲示内容の確認 |
| | 街路樹等 | <ul style="list-style-type: none"> ・植樹帯内の塵埃の堆積状況 ・雑草の繁茂状況、枯死の状況 ・繁茂による交通傷害の有無 |
| | 歩道 | <ul style="list-style-type: none"> ・不陸、穴ぼこの状態 ・交通障害物の有無 ・点字ブロックの破損の有無 |
| | 橋梁 | <ul style="list-style-type: none"> ・橋面舗装、高欄の損傷の有無 ・伸縮装置の異常の有無 ・道路との取り付け部の沈下の有無 |
| | トンネル | <ul style="list-style-type: none"> ・内壁のクラック、漏水の有無及び状況 ・換気設備の異常の有無及び状況 ・照明、非常用施設の状況 |

| パトロールの種類 | 点検項目 | 点検の視点（留意点） |
|-----------------------|--|---|
| 平常時パトロール (昼間パトロール) | 道路工事、占用・承認工事の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制の状況 ・ 工事看板の設置状況 ・ 標識、ランプ、バリケード等保安施設の状況 ・ 迂回路の状況 |
| | 不法占使用、隣接地行為の監視報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道の不法占使用 ・ 違法看板設置 ・ 法面の不法埋立て、切取りの有無 ・ 隣接地からの汚損、落下物の有無 ・ 法先の掘削等による道路への支障の有無 ・ 路上放置車両の有無 |
| 異常時パトロール | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前通行規制区間の安全性及び道路情報板の確認 ・ 土砂崩壊及び落石等の有無 ・ 路肩及び法面の崩壊箇所の有無 ・ 冠水箇所の有無 ・ 排水機能の状況 ・ 擁壁、橋梁、トンネル等構造物の異常の有無及び状況 ・ 交通支障物の有無及び状況 ・ 積雪、除雪、路面凍結状況 | |
| 定期パトロール | <ul style="list-style-type: none"> ・ 路面状況（ひび割れ率、わだち掘れ量）の目視判定 ・ 橋梁（側道橋含む） ・ トンネル等 ・ 擁壁及び防災施設等（法面、法枠、吹付法面、擁壁等） ・ 横断歩道橋 ・ 排水施設（管（函）渠、側溝、集水枡） ・ 道路附属物（防護柵、道路標識及び道路情報板等） ・ 歩道（組立歩道含む） | |

（異常箇所の応急措置）

第5条 仕様書第3条第1項第2号に示す「緊急を要する異常箇所の応急措置」とは、次に示すものとする。

| 項目 | 措置内容 | 適用 |
|----------|---|---|
| 危険回避・除去 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 倒木、落石、土砂、動物の死骸、投棄物、倒木等道路上の支障物の除去 ・ 危険事象に対するバリケード、看板、危険杭の設置 | 落石等については、小規模なもののみ道路交通に支障がないように路肩等に移動 |
| 路面補修 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装路面にできたポットホール等の小規模修繕作業 | 緊急を要するもので、かつ小規模なもの |
| 側溝清掃 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 側溝、集水枡等の土砂、ゴミ等の撤去 | 緊急を要するもので、かつ小規模なもの |
| 交通安全施設補修 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 破損した標識・視線誘導標等の応急修理 | 緊急を要するもので、かつ小規模なもの |
| 視距の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 内カーブ等において、視距を阻害する草木の刈払い | 緊急を要するもので、かつ小規模なもの。私有地内のは、監督員に報告後、措置する。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通に支障のある事項 | 緊急を要するもので、かつ小規模なもの。 |

（パトロール車両）

第6条 委託者が貸与するパトロールに使用する車両は次のとおりとする。

車両の登録番号：徳島800さ90-12

(パトロール要員の遵守事項)

- 第7条** パトロール要員がパトロールにあたって遵守すべき事項は次のとおりとする。
- (1) 出発前に監督員にパトロールコースなどを確認し、必要な情報の提供を受けること。
 - (2) パトロールに必要な車載常備器材の確認を行う等の十分な準備を行うこと。
 - (3) 服装は、道路上の作業に適する作業服、作業靴、安全チョッキを着用すること。
 - (4) 応急措置を行う場合は、パトロール車の黄色回転灯及びハザードランプを点灯し、作業中看板やセーフティーコーンを適宜配置すること。
 - (5) 作業を行う場合は、パトロール要員はヘルメットを着用し、1名を作業担当者、他は交通誘導を行うものとする。
 - (6) パトロール中は、適宜業務管理責任者と連絡をとり、現況報告を行う。

(携行器材)

第8条 道路パトロール車には下表に掲げる器材を必要に応じ積載するものとし、監督員の承諾を得て甲が備えている資器材を使用することができる。

| | | |
|---|---------|-----------------------------|
| 1 | 関係資料 | 管内図、道路台帳等 |
| 2 | 記録・測定器具 | [デジタルカメラ]、ポール、巻尺 |
| 3 | 保安器具 | 信号旗、バリケード、セフティーコーン、保安ロープ、標識 |
| 4 | 照明器具 | 懐中電灯 |
| 5 | 応急処理材料 | 常温合材、凍結防止剤、危険杭 |
| 6 | 応急用工具 | スコップ、鎌、鋸、掛矢、箒 |
| 7 | 通信機器 | [携帯電話] |
| 8 | その他 | その他必要な器材 |

2 前項の器材のうち、[]内のものは、受託者の負担において準備すること。

